

4 技能講習

...

助成事業

森林作業に役立つ、8つの資格取得に対して助成する事業です。

(1) 助成の対象となる資格

- ア 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- イ はい作業主任者技能講習
- ウ フォークリフト運転技能講習(1t以上)
- エ 車両系建設機械(整地、運搬、積込用及び掘削用)運転技能講習(3t以上)
- オ 玉掛技能講習(1t以上)
- カ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満)
- キ 不整地運搬車運転技能講習(1t以上)
- ク 車両系林業機械(伐木、走行機械、簡易架線集材)に係る特別教育
- ケ 素材生産格付技術者
- コ その他の講習等(予め北海道水産林務部長の承認が必要)

*北海道水産林務部長が認めた講習は、北海道森林整備担い手支援センターへお問い合わせください。

(2) 申込みできる方

林業事業体



(3) 事業の対象となる要件

次のすべてにあてはまる必要があります

【事業主】

- ア 資格取得に必要な費用を事業主が負担すること
- イ 資格を取得する作業員を直接雇用していること
- ウ 中退共又は林退共等の共済契約者等であること
- エ 原則として労災保険等の適用事業主であること
- オ 雇用契約書、就業規則、賃金台帳、出役簿等の必要書類が整備できること

【作業員】

中小企業退職金共済制度又は林業退職金共済制度等の被共済者であること

(4) 補助率

資格取得に必要な費用(受講料)の 1/2以内

(5) 申込方法

随時受付

* 助成申請書(別記様式第12号)に必要事項を記載のうえ、北海道森林整備担い手支援センターへお申込みください。なお、講習のお申込みについては、登録教習機関やJAS法に基づく登録認定機関へ直接行ってください。

